

原始仏教聖典における呪願について

草 間 法 照

わが国では、古くから堂の落慶や仏像の開眼供養の際には、七僧法会と称される大法会が営まれてきた。七僧法会とは講師・読師・三礼師・唄師・散華師・堂達、それに呪願文を唱える呪願師の七人の役僧が出仕して行なわれるものである。この呪願を唱えるという制度は、一応原始仏教の時代にまで遡りうるものとみてよいが、呪願の起源や性格については、少しく問題点があるように思われる。そこで、本稿では主として達嚩との関係に留意して、若干の考察をなしたい。

原始仏教団の出家者は乞食による生活を基本としたが、後には、在家信者の様々な請食を受けることも余得（*aiṇeka-lābha*）として認められるに至った。『パーリ律』によると、出家者が食の供養を受けた時には、食後に長老比丘が随喜（*anumodana*）をなさねばならないと規定されている。⁽¹⁾これは施主に対する一種の謝辞といつてよいものである。『十誦律』の相当箇所では、「有余の沙門婆羅門は讃唄し、呪願し、讃嘆す⁽²⁾」とされているから、この習慣は仏教以外でも広く行なわ

れていたものであろう。パーリ聖典には、仏陀や比丘が種々の布施を受けた後で、随喜を述べている光景が散見されるが、⁽³⁾通常、それらは詩句の形式をとった説法としてなされている。即ち、出家者は直接に謝辞を述べるのではなく、その意向を説法という形で表明したのである。

漢訳仏典でも、随喜の偈を説いたという記事が見出される⁽⁴⁾が、それと並行して呪願を説いたという記述も散見され、この呪願も *anumodana* (Skt.) の訳語と一般にみなされている。呪願がパーリ聖典における随喜に対応するものであることは異論の余地はないが、呪願の原語を *anumodana* と直ちにみることは問題があるように思われる。

呪願の原語の比定は、サンスクリット文献との綿密な照合を要するが、資料上の制約により現下のところ余り期待は望めない。しかし、呪願の原語を *anumodana* にのみ限定することを躊躇させる材料が少しく存することは注意すべきであろう。まず、『四分律』の中の、右の『パーリ律』とパラレル

な箇所では、*anumodana* に相当する訳語が達嚩となつてゐるのが指摘される。この訳語が正確であるとすれば、これは *anumodana* ではなく、*dakṣiṇā* を予測させるであらう。そして、この食後達嚩を説くべしという規定を仏陀や弟子が遵守している記事も漢訳仏典の中には存する。また、サンスクリット文献との照合によつて、呪願の原語が *dakṣiṇā* になっている例がごく僅かではあるが存することも注意されよう。

このように、漢訳仏典では呪願と達嚩が並存しており、それ故に両者の間に明瞭な区別をなすことには困難が残るといわざるを得ない。

パーリ聖典にみられる随喜の詩句の内容は、布施という善業による施主の涅槃の証得や他生における成仏、仏陀に邂逅し弟子となる等の授記という出世間的なもの、また世間的なものでも生天を説く等のものが主である。漢訳仏典でも、このような内容も備えた呪願も少なくはないが、現実的な願望の成就を祈願するというものもみられ、そのような場合には、呪願は「出家者が請食等の供養を受けた際に、感謝の意をこめて、施主の願望の成就を祈願して唱える詩句」と定義している。

そのような呪願の典型的な例を『僧祇律』の中にみることができる。そこでは亡人のための施食・子の誕生時の施食・新築の家へ入る時の施食・商人が商用の旅に出かける時の施

食・妻を娶つた時の施食等の各々の際に説くべき呪願と説いてはならない呪願の具体例を列挙している。これらの中では、商人が旅に出かける際の施食における呪願が極めて詳細に記されているが、それは詮ずるところ、四方に位置する種類の星宿や神々等が商人の道中の安全を計り、利益を得て無事帰還できるように祈願するというものである。この一連の詩句は民間に流布していた呪文の一種で、遠方に旅行する商人の息災を祈る際に誦されていたものが、仏教内に取り入れられたものであらう。この呪願は、『マハーヴァストゥ』の中の成道直後の仏陀に食を献じたことで有名なトラプサ、パツリカという二人に對するそれとほぼ完全に一致するから、少くとも大衆部系の部派において、この呪願が行なわれていた事実を認めることができる。

布施は様々な動機からなされるが、在家信者の場合にはかなり現実的な次元からなされることも多く、それに応じて呪願の内容も現実的、時には現世利益的なものになる傾向を妊んでいたことは想像に難くない。『四分律』では、施主の意向に依じて布施・檀越法・天・過去の父祖のいずれかを説くべしとあり、また、『雜寶藏經』では、呪願には「用う可き時有り。用う可からざる時有り」とか、「若し説法呪願せんと欲さば、当に時宜を解すべし」と述べているが、これは前述の『僧祇律』や『マハーヴァストゥ』と共に、ケースに応じた

呪願の雛型が成立していたことを物語るものといえよう。

このように、呪願には『パーリ律』の随喜(anumodana)に対応するものと、『四分律』の達嚩(dakṣiṇa)に対応するものと二つの場合があるものと考えられるが、次に、『四分律』がなぜ「達嚩を説くべし」と規定するに至つたかを推定するために、dakṣiṇaの用例を少しく検討しよう。

パーリ聖典にあらわれるdakṣiṇaの用例は二つに大別することができる。一つは、いわゆる「施」の意味であり、これはdānaに類似したものといつてよい。今一つは、「媒介の償いの施」の意味で使用されるものである。即ち、前者の場合には施という善業の果は施者自身に現われるが、後者の場合には施者は単なる媒介者にすぎず、その果は施者自身ではなく施者が望んだ第三者、例えば神々・餓鬼・祖先等に向けられるものであり、この意味でdakṣiṇaが用いられる時には、普通<dis>（接頭辞を付加したa-dis, ud-dis, anv-a-dis, anu-pa-dis等が多い）という動詞を伴つて用いられる。達嚩の制度はこの第二の觀念に由来するものではなからうか。即ち、福田に布施を行い、その果を神々や鬼霊等に向けるならば、供養された彼らは逆に施者へ恩恵を施すのであるが、この觀念は神々や鬼霊の庇護を受けるといふ考え方に連なるものであるし、また、餓鬼や祖先に向けることはそのまま祖先供養への道を用意するものだからである。そして、在家信者

の多くがこのような動機から施食等をなしたのであろうことは首肯できる。

以上によって、(1)呪願の原語を anumodana と限定することとは困難であり、dāsa も想定しうる。(2)漢訳仏典においては、呪願と達嚩が並存し、ほぼ同じ用法がなされている。(3)達嚩の習慣の発生を考える上で『四分律』の記事が注目される。(4)達嚩は dakṣiṇa <dis> の觀念に基づくものと推定しうる、等が認められよう。

呪願と達嚩の制度はシナでも採用されたが、シナでは両者を区別し、呪願は食前、達嚩は食後に説くという形をとつた。これは道安によるものとされている。^①『四分律行事鈔資持記』の中では呪願と達嚩の区別が論じられ、「事に約すれば同じきに似たるも、義を究むれば須らく別なるべし。呪願は則ち別して所為を陳べ、達嚩は則ち通じて説法と為す」と定義されているが、これはシナでも両者の相違を明確にしえなかつた事情を反映しているものとみることができよう。そして、それは上來述べてきた呪願と達嚩との間の韜晦性に帰因するものと思われる。

1 Vin. II, p. 212.

2 『十誦律』卷四一（大正二三・二九九b）。

3 e. g. Vin. I, pp. 222, 246, 294; II, p. 147f.; DN. II, p. 88 (= Vin. I, p. 229f.; Ud. p. 89); SN. V, p. 384; AN. III, p.

50; *Ap.* pp. 32, 62, 253, 273, 304, 600; *Vv.* p. 37.

4 『雜阿含』卷六(大正二・三七b)、『卷二四(同右・一七四b)』、『五分律』卷一(大正二・二一b)、『卷五(同右・三三三a)』、『卷一一(同右・一四八c)』等。

5 『別記雜阿含』卷一三(大正二・四六五a)、『増一阿含』卷一〇(同右・五九六c)、『卷二〇(同右・六四八b)』、『四分律』卷三一(大正二・七八二a)、『根本說一切有部毘奈耶破僧事』卷五(大正二四・一二五b)等。

6 『四分律』卷四九(大正二・九三五c)。

7 因みに、他律の相当箇所をみると、『十誦律』卷四一(大正二・二九九b)と『五分律』卷二七(大正二・一七九b)では、共に呪願と訳出されている。

8 例えば、『根本說一切有部毘奈耶雜事』卷二五(大正二四・三二五a)では施頌鐸鼓拏、『鼻奈耶』卷四(同右・八六七a)、『卷七(同右・八八二b)』では達嚩、『根本說一切有部毘奈耶』卷四四(大正二・八六七c)では鐸鼓拏伽他(この語は、從今已去我諸弟子苾芻苾芻尼等、每食了時說鐸鼓拏伽他として出てくる)、『増一阿含』卷九(大正二・五八九b)では達嚩、『卷四一(同右・七七五b)』、『卷五一(同右・八二六c)』では嚩となつてゐる。

9 例えば、『根本說一切有部毘奈耶雜事』卷三六(大正二四・三八五a)の「願わくば彼名を称えて、而して呪願を爲したまわんことを」に相当するサンスクリット文は、*teṣāṃ ca nāmnā dakṣiṇām ādīśasya* (E. Waldschmidt, *Das Mahāparinirvāṇa-sūtra*, Vorgang 6. 10) となつてゐる。『長阿含』卷二(大正

原始仏教聖典における呪願について(草 間)

1・一一c) の呪願も *dakṣiṇā* に相違なく。

10 『僧祇律』卷三四(大正二・五〇〇d——五〇一b)。

11 J. J. Jones, *The Mahāvastu* vol. III (*SBB.* vol. XIX), p. 293, n. 4.

12 *Mhv.* (éd. E. Senart), III, pp. 305-310.

13 『四分律』卷四九(大正二・九三五c)。

14 『雜寶藏經』卷六(大正四・四七九c)。

15 同右(大正四・四八〇b)。

16 この第二の用例に関しては校部建博士の研究がある(「功德を廻施するという考え方」、大谷大学仏教学会編『業思想の研究』九三——一〇〇頁)。

17 『四分律刪繁補闕行事鈔』卷下三(大正四〇・一三六b)。

18 『四分律行事鈔資持記』卷下三(大正四〇・四〇三c)。